

2014年6月6日

東京弁護士会
会長 高中正彦 殿

東京弁護士会期成会
代表幹事 小林七郎

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の事務当局試案に対する 対応について（意見）

第1 意見の趣旨

法制審議会新時代の刑事司法特別部会の第26回会議（2014年4月30日開催）の資料として配布された事務当局試案（以下「試案」という）に対する日弁連の対応として、東京弁護士会は日弁連に対し、以下のとおり意見を述べるべきである。

1 試案の内容について

- (1) 第1項の「取調べの録音・録画制度」（可視化）については、全事件・全過程の例外なき可視化を求めるべきである。
- (2) 第3項の「通信傍受の合理化・効率化」については反対すべきである。
- (3) 第6項の1の「証拠の一覧表の交付制度」については、一覧表の交付に止まらず、公判前整理手続等を前提としない全面的証拠開示を求めるべきである。
- (4) 第8項の「公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等」のうち「五 被告人の虚偽供述の禁止」については反対すべきである。

2 採決方法について

特別部会又は法制審議会の全体会において、取り纏め内容又は答申内容について採決する場合には、項目ごとの個別採決の方法を取ることを求めるべきであり、一括採決には反対すべきである

3 法制審議会の答申に至るまでの日弁連の努力について

法制審議会の法務大臣に対する答申に至るまでの間、答申の内容が試案の内容を大幅に修正し、これまで日弁連が求めてきた内容にできる限り近づけるべく日弁連は最大限の努力を尽くすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

特別部会が発足した背景には、足利事件、氷見事件、志布志事件、布川事件、厚生労働省局長事件など、近年の一連のえん罪事件がある。それは取調べ及び供述調書に依存した従来の刑事司法が、えん罪という重大な人権侵害を引き起こしてきた現実を直視し、従来の刑事司法の部分的な手直しに終わらせることなく、無辜の不処罰を最優先にした新たな刑事司法制度の構築を目的とするものであった。

そしてさらに、2014年3月27日の袴田事件の再審開始決定は、捜査機関による捏造が疑われる証拠によって死刑判決を受けたことを指摘し、従来の刑事司法の改革を鋭く迫っている。

試案に対する対応を決定するにあたっては、まずもって上記の特別部会発足の原点に立ち返って検討するものでなければならない。

2 試案の内容について

(1) 取調べの可視化について

- ① 可視化の対象について、試案では、裁判員裁判対象事件に限定するA案と、それに加えて全身柄拘束事件における検察官取り調べとするB案が示されている。しかし、裁判員対象事件に限らずすべての事件について自白強要等の重大な人権侵害が現に生じていることは前記のえん罪事件等において明らかにされている。また、身柄拘束事件について検察官取調べに限定することは、在宅と身柄事件とを区別する合理的理由がないばかりか、警察段階での取調べにおいてこそ自白強要等の人権侵害が発生してきたという過去のえん罪の歴史に鑑みれば、

司法警察員の取調べを可視化の対象から除外することは捜査の適正化という可視化本来の目的を達成しうるものではない。

- ② 可視化の例外事由について、試案は広範にこれを認めている。それに加えて、「…やむを得ない事情により、記録をすることが困難と認めるとき」「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき」について、「認めるとき」の判断の主体は捜査機関であるから、実質的には可視化の範囲を捜査機関の裁量に委ねることになりかねない。
 - ③ 以上の事情に鑑みれば、日弁連としては、まずは全事件・全過程の可視化を求めるべきである。
 - ④ しかし、新しい制度は一足飛びに理想的なものとして実現することは困難である。仮に、全事件の即時可視化が困難であるとすれば、現在行われている検察庁の可視化の試行の範囲が、裁判員裁判対象事件のほか、特捜事件、精神障がい者・知的障がい者が被疑者となった事件とされていることに照らし、上記試行の範囲に含まれる事件のほか、捜査機関による誘導等がなされやすい少年事件を加え、かつ警察段階での取調べを含めて可視化を直ちに実現し、その後、段階的に可視化の範囲を拡大していくことも視野に入れるべきである。
- (2) 通信傍受の合理化・効率化について

試案は「通信傍受の合理化・効率化」として、いわゆる通信傍受法の適用対象を拡大し、さらに現行制度では通信傍受時における通信事業者の立会いが要件とされている点を簡略化し、この立会いなくして通信を傍受できる場合を定めている。

しかし、そもそも通信傍受法自体が犯罪の発生以前から傍受を認めるものであって、国民の通信の秘密、集会、結社の自由、プライバシー権等の基本的人権を侵害する危険を孕むものである。

また、通信傍受にあたり、原則として事前の捜査の対象者や対象物を特定する令状を要しないとしている点で、令状主義に反する疑いが強い。

さらに通信事業者の立会いなしに傍受することも可能な場合を定めていることは、捜査機関の恣意的な傍受を許すことにつながりかねない。

このようなもともと憲法違反の疑いの強い制度について、さらに対象範囲を拡大し、手続も簡略化することは、人権侵害の危険性をさらに増大させるものであるから、これを容認することは到底できない。

(3) 証拠の一覧表の交付制度について

① えん罪を防止するためには、捜査機関の保管する証拠の全面開示が強く求められる。このことは幾多のえん罪事件の教えるところでもある。しかし、試案では、検察官に対し、公判前整理手続又は期日間整理手続が行われた場合に限定して証拠の一覧表の交付を義務付けているだけであり、文書の要旨も示される内容となっていない。さらに例外事由も定められている。

捜査機関の保管する証拠は、真実発見のために国民から捜査機関に委託された成果物であり、公共の財産であるから、起訴段階で基本的にすべて被告人側にも開示されるべき性格のものである。

したがって、日弁連としては、捜査機関の保管する証拠の全面開示を求めるべきである。

② もっとも、可視化と同様に、全面的証拠開示が直ちに実現できるとは限らない。段階的に実現していかざるを得ないことも想定しうるが、そのような場合であっても、再審請求事件については全面開示の要求を崩すべきではない。それ以外の事件についても、試案のような証拠の一覧表の交付だけに止まってはならない。公判前整理手続等を前提としないこと、証拠の一覧表には文書の要旨を記載すること、例外をできるだけ限定することを求めるべきである。

(4) 被告人に対する虚偽供述禁止規定について

試案は、被告人の虚偽供述等の禁止を掲げ、裁判長の黙秘権告知の際に、虚偽事実の陳述をしてはならない旨の告知を義務付けている。

被告人には黙秘権が保障されているが、被告人がそれを行使した場合、裁判員や裁判官は、被告人が黙秘をするのは虚偽供述等禁止規定違反を

回避するためであり、黙秘は被告人が犯人であることを示すものだと推認しやすくなる。その結果、被告人は黙秘権を行使しにくくなる。

また、裁判員や裁判官が認定した事実と被告人の供述等との間に齟齬があった場合、被告人は意図的に虚偽供述等をしたと評価されるおそれも強い。その結果、被告人は、被告人質問において十分な防御権を行使しようとしても、虚偽供述等と認定されたときのリスクを考え、防御権を行使することができなくなる恐れがある。

このように、被告人の虚偽供述禁止規定は、被告人の黙秘権と防御権を侵害する可能性が大きいものであって、これを容認することは到底できない。

3 採決の方法について

採決方法としては個別採決を求め、一括採決には反対すべきである。

試案の内容は取調べの録音・録画制度等9項目にわたっているところ、各項目の内容はそれぞれ独立したものであり、相互に関連するものではない。したがって、各項目ごとに採決するのが本筋である。

また、試案の中には、被疑者国選弁護制度の拡充のように積極的に推進すべきものもあれば、通信傍受の対象の拡大・手続簡略化や被告人の虚偽供述禁止規定のように強く反対すべきものもある。さらに、取調べの可視化や証拠開示のように、不十分ながらも制度化した上で段階的に発展させていくことを視野に入れなければならないものもある。

これらが混在するものを一括で採決することは到底無理があり、委員の意見を正確に反映しないものであって、民主的なものではありえない。

以上から、個別採決を求め、一括採決には反対すべきである。

4 日弁連の当面の努力について

試案の内容のままで制度化することは極めて問題の多いものであって容認できないことは多言を要しない。しかし、試案は、現時点ではあくまでも試案にすぎない。日弁連はこの試案をできる限り是正し、日弁連が求めてきた刑事司法改革のあり方に可能な限り近づける努力を怠ってはならない。今こそ会員の結束力を強めるとともに、専門家委員との連携を強化し

たり、試案の問題点をマスコミや世論にも訴え、国民的議論を喚起し、世論の力によっても試案を是正すべく、最大限の努力を尽くすべきである。

以 上